

## 広島工業大学学則（案）

### 第1章 総則

（目的）

第1条 広島工業大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園の建学の精神「教育は愛なり」及び教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に基づいて、工学、情報学及び環境学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（学部、学科及び収容定員）

第2条 本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

#### (1) 工学部

電子情報工学科	入学定員	110名	収容定員	440名
電気システム工学科	入学定員	110名	収容定員	440名
機械情報工学科	入学定員	120名	収容定員	480名
環境土木工学科	入学定員	80名	収容定員	320名
建築工学科	入学定員	110名	収容定員	440名

#### (2) 情報学部

情報工学科	入学定員	110名	収容定員	440名
情報システム学科	入学定員	70名	収容定員	280名
情報マネジメント学科	入学定員	70名	収容定員	280名

#### (3) 環境学部

建築デザイン学科	入学定員	110名	収容定員	440名
地球環境学科	入学定員	100名	収容定員	400名
食健康科学科	入学定員	90名	収容定員	360名

（人材の養成に関する目的）

第2条の2 前条に定める各学部及び各学科の人材の養成に関する目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工学部は、ものづくりに関する専門的な知識と先進的なデジタル技術を融合させた学びに基づき、社会の持続的発展と産業界をリードする新しい「ものづくり人材」の養成

① 電子情報工学科の電子情報工学コースは、エレクトロニクス、コンピュータシステム、情報通信及び一般産業分野で高度情報社会の持続的な発展を支える高度な専門能力と創造性を有し、自律的で、豊かな教養と倫理観を持つ人材、臨床工学コースは、医療機器に関する工学的な専門知識とチーム医療の一員として求められる機器の操作・保守・管理技術を有し、併せて幅広い教養と思いやり、そして社会に奉仕する意欲と人間力をもって自発的に行動できる倫理観を持った人材の養成

② 電気システム工学科は、電気システム工学とデジタル技術の融合を進め、電力システムを基盤としたカーボンニュートラルや再生可能エネルギーなどのグリーンエネルギーと、それを支えるスマートシステム及び通信システムに関する幅広い専門知識と技術を身に付け、社会に奉仕する倫理観と責任感を持って、課題を発見し仲間とともに解決する力と未来に向けて挑戦する意欲を持つ人材の養成

③ 機械情報工学科は、機械工学と情報工学とを融合させた専門科目の学修により、新時代の情報技術を活用できる技術者（機械情報技術者）として、ロボット・モビリティ・新素材の分野で、ものづくりDXを展開できる基礎知識を有し、さらに機械情報技術者に相応しい人間性や倫

理観を持って、より便利で快適に暮らせる社会づくりに貢献する人材の養成

- ④ 環境土木工学科は、近年の大規模自然災害の増加や社会基盤施設の老朽化を踏まえた安全・安心な社会基盤施設の整備と、快適で豊かな市民生活を見据えた環境共生型社会の構築に必要な技術を併せ持ち、構造物の設計・施工と保全、環境の保全と再生及び都市空間の計画と防災を専門分野とする、社会に奉仕できる倫理観を持った人材の養成
- ⑤ 建築工学科は、技術革新と経験工学に基づいて高度に進化してきた我が国の建築技術を基盤として、建築に携わる技術者にとって必要な建築構造、生産・維持管理・材料、計画、環境・設備等の専門分野の知識と幅広い教養、他者と協働できる人間性を総合的に備え、いかなる状況でも責任感と倫理観をもって行動できる人材の養成
- (2) 情報学部は、情報学の高度な専門知識を修得するとともに、情報学に関わる先端技術及びその実践力を身に付け、高度情報化社会の形成に貢献しリードする「デジタル人材」の養成
  - ① 情報工学科は、主に、IoT(Internet of Things)や情報通信ネットワークに関わる先端技術及びその実践力を身に付け、高度情報化社会の発展にソフトウェアとハードウェアの両面で寄与できる倫理観を持った人材の養成
  - ② 情報システム学科は、現代社会のインフラである情報システムを企画・設計・開発・運用するために必要な知識を基盤とし、知能メディアデザイン及びWebシステムデザインの二つの専門分野に関わる先端技術とその実践力を修得し、高度情報化社会の創造に貢献できる倫理観を持った人材の養成
  - ③ 情報マネジメント学科は、情報学を中心に、経営工学やデータサイエンスに関わる先端技術及びその実践力を身に付け、経営や社会の課題解決に寄与できる倫理観を持った人材の養成
- (3) 環境学部は、人間の生活と健康を支える自然環境と社会環境に関わる幅広い教養と専門知識を身に付け、持続可能な社会創造をリードする環境志向の「グリーン人材」の養成
  - ① 建築デザイン学科は、自然科学と人文・社会科学を横断する視点で居住環境をめぐる課題を捉え、持続可能な居住環境の創造をリードする倫理観を持った人材の養成
  - ② 地球環境学科は、人類を含む地球生態系に関わる地球環境問題に対応し、自然環境と共生する持続可能な社会の構築をリードする倫理観を持った人材の養成
  - ③ 食健康科学科は、食資源、食品製造、健康科学について学び、幅広い教養と専門知識を身に付け、持続可能な社会創造をリードする倫理観を持った人材の養成

(修業年限)

第3条 本大学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第4条 学生は、8年の在学期間を超えて在学することができない。ただし、第19条第1項、第19条の2第1項及び第20条第1項の規定により入学した学生の在学できる年数は、別に定めるところによる。

(学位)

第5条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(大学院)

第5条の2 本大学に大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別にこれを定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、特別な事情があると認めた場合、前項に定める学期の期間を変更することができる。

3 第1項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。この場合における前期前半を第1クォーター、前期後半を第2クォーター、後期前半を第3クォーター及び後期後半を第4クォーターとする。

(休業日)

第8条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月4日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月19日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業 2月21日から3月31日まで

2 学長は、特別な事情があると認めた場合、前項第3号から第6号までに定める休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

4 学長が教育上必要と認めた場合、休業日に授業を行うことができる。

### 第3章 授業科目及び単位数

(授業科目の区分等)

第9条 授業科目の区分は、リベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目、専門教育科目、教職課程に係る教職に関する科目及びリメディアル科目とする。

2 教育課程は、リメディアル科目を除く各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、各学年に配当し編成する。

(高次レベル科目)

第9条の2 前条第1項に定める専門教育科目に高次レベル科目を置く。

(プール科目)

第9条の3 第9条第1項に定めるリベラルアーツ教育科目にプール科目を置く。

2 プール科目は、「プールA」及び「プールB」の科目群に分類する。

(授業の方法)

第9条の4 授業は、講義、演習、実験又は実習のいずれか若しくはこれらの併用により行う。

2 前項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に定める授業の一部を、本大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第10条 第9条第1項に定めるリベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目及び専門教育科目は、工学部にあつては別表1、情報学部にあつては別表2及び環境学部にあつては別表3に定めるとおりとする。

る。

- 2 第9条第1項に定める教職課程に係る教職に関する科目は、別表4に定めるとおりとする。
- 3 工学部、情報学部及び環境学部における1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、単位の計算基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 講義については、別表1から別表3の教育課程表に定める15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実験については、別表1から別表3の教育課程表に定める30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習については、別表1から別表3の教育課程表に定める30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 教職課程に係る教職に関する1単位の授業科目は、前項の規定を準用する。
- 5 第9条第1項に定めるリメディアル科目は次のとおりとし、単位は設定しない。

学部	学科	授業科目名
工学部	電子情報工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B (リメディアル)」
	電気システム工学科	
	機械情報工学科	
	環境土木工学科 建築工学科	
情報学部	情報工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B (リメディアル)」
	情報システム学科	「数学Ⅰ・A (リメディアル)」
	情報マネジメント学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B (リメディアル)」
環境学部	建築デザイン学科	「数学Ⅰ・A (リメディアル)」
	地球環境学科	
	食健康科学科	

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第13条の2 削除

第13条の3 削除

第14条 削除

#### 第4章 入学、再入学、学士入学、編入学、休学、留学、転学部、転学科、転学及び退学

(入学)

第15条 入学は、学年の始めとする。

第16条 本大学の第1年次学生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了し

た者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規程（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

第17条 前条の規定により入学を志願する者は、入学志願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて本大学に願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 前 2 項の規定は、第 19 条、第 19 条の 2 及び第 20 条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第18条 入学志願者について、所定の選考を行う。

（再入学）

第19条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続きを経て再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本大学を第 30 条により退学し、再入学を願い出た者
- (2) 第 41 条第 2 号により除籍された者で、別に定める規程により再入学を願い出た者
- (3) 学長が前各号に準じると認めた者

（学士入学）

第19条の 2 本大学に学士入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、学士入学の取扱いに関し必要な事項は、学士入学規程の定めるところによる。

（編入学）

第20条 本大学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、編入学の取扱いに関し必要な事項は、編入学規程の定めるところによる。

第21条 入学を許可すべき者は、教授会の議を経て学長が定める。

（入学手続）

第22条 第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2 及び第 20 条に定めるところにより入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる手続を完了しなければならない。

- (1) 別に定める書類の提出
- (2) 所定の入学金、授業料、施設設備資金その他諸納入金の納入

2 前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（休学）

第23条 学生は、疾病その他の事由により、引き続き 3 か月以上修学を中止しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書並びに在籍料を添えて、保証人連署をもって学長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが適当でない認められる学生に対しては、学長が教授会

の議を経て期間を定め休学を命ずる。

第24条 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可する。

第25条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

第26条 休学期間は、休学した日を含む学期の全てを休学したものとして取扱い、第4条の在学期間に算入しない。

第27条 休学期間内であっても、事由が消滅し修学しようとするときは、修学願を提出して学長の許可を受け、修学することができる。

(留学)

第28条 学生が、本大学と学生交流に関する協定を締結している外国の大学に留学を願い出た場合、学長は、教授会の議を経て、留学を許可する。

2 前項に定める留学の期間は、原則として1年以内とし、当該期間は、第4条に規定する在学期間に算入する。

3 前2項に定めるもののほか、留学については別に定める。

(転学部及び転学科)

第29条 学生が、所属学科から他の学部又は同一学部の他の学科へ転学部又は転学科を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に転学部又は転学科を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転学部及び転学科については、別に定める規程による。

(転学)

第29条の2 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 学生が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

## 第5章 授業科目の履修、単位修得の認定、進級制限、卒業及び教員免許状

(コースの履修方法)

第31条 電子情報工学科に電子情報工学コース及び臨床工学コースを置き、その履修方法については、別に定める。

(トラック制度)

第31条の2 第2条に定める各学科にトラック制度を設けるものとする。

2 前項に定めるトラック制度に関する取扱いは、別に定める。

(履修の要件及び単位修得)

第32条 学生は、在学中所定の授業科目の履修申請を行い、単位を修得しなければならない。

2 卒業の要件として修得すべき単位数について、年間に履修申請を行うことができる単位数の上限は、各年次とも、次のとおりとする。

<電子情報工学科臨床工学コース以外の学科・コース>

	対象期間	年間
学生の種別		
基本トラックの学生		46 単位
発展トラックに認定された学生		48 単位

<電子情報工学科臨床工学コース>

	対象期間	年間
学生の種別		
全学生		52 単位

3 別に定める学生については、前項に定める単位数の上限を超えて履修申請を行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、履修に関する要件等については、別に定める。

(単位修得の認定)

第33条 学則第34条の2に定める成績の評価において合格した授業科目については、認定の上、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、学生が本大学に入学する前に行った第33条の4に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第33条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条の4 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(規程への委任)

第33条の5 前3条に規定する単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(認定単位数の上限)

第33条の6 第33条の2第1項及び同条第2項の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位(本大学において修得した単位数を除く)とする。ただし、再入学、編入学及び学士入学した者(以下「再入学者等」という。)の取扱いは、第3項の定めるところによる。

2 第33条の3及び第33条の4の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位とする。

3 再入学者等に対する第33条の2、第33条の3及び第33条の4の規定により認定する単位数の上限は、合わせて62単位とする。

4 自由科目として認定する科目の単位数は、前3項に定める上限単位数に含めないものとする。

第34条の1 単位修得の認定は、試験その他によって行う。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(成績の評価)

第34条の2 授業科目の評価は、@、A、B、C、D、Pの評語をもって表し、@、A、B、C、Pを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項に定める評価基準は、学業成績評価原表の作成及び提出に関する規程の定めるところによる。

(GP制度)

第34条の3 学生が履修し、修得した成績に沿った学修に関する指導を行うためにGP制度を定めるものとする。

2 GP制度に関して必要な事項は、GP制度に関する取扱い規程の定めるところによる。

(進級)

第34条の4 1年次末において、在学期間が1年以上の者は、2年次へ進級できるものとする。

2 2年次末において、リメディアル科目に合格するとともに、学則第35条に定める卒業に必要な単位数（以下「卒業単位数」という。）を64単位以上修得し、在学期間が2年以上の者は、3年次へ進級できるものとする。

3 3年次末において、卒業単位数を104単位以上修得し、在学期間が3年以上の者は、4年次へ進級できるものとする。

(卒業)

第35条 工学部の学生にあつては、本大学に4年以上在学し、別表1に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計124単位以上を修得するとともに、分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
電子情報工学科	必修科目10単位、選択科目14 単位以上の合計24単位以上
電気システム工学科	
機械情報工学科	
環境土木工学科	
建築工学科	

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
電子情報工学科	<電子情報工学コース> 必修科目47単位、選択科目53 単位以上の合計100単位以上 <臨床工学コース> 必修科目99単位、選択科目1単 位以上の合計100単位以上	—
電気システム工学科	必修科目56単位、選択科目44 単位以上の合計100単位以上	「グリーンエネルギー」「通信シス テム」及び「スマートシステム」の 各分野から各4単位以上修得
機械情報工学科	必修科目63単位、選択科目37 単位以上の合計100単位以上	—
環境土木工学科	必修科目58単位、選択科目42 単位以上の合計100単位以上	—
建築工学科	必修科目65単位、選択科目35 単位以上の合計100単位以上	—

2 情報学部の学生にあつては、本大学に4年以上在学し、別表2に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計124単位以上を修得した者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
情報工学科	必修科目10単位、選択科目14 単位以上の合計24単位以上
情報システム学科	
情報マネジメント学科	

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
情報工学科	必修科目42単位、選択科目58 単位以上の合計100単位以上
情報システム学科	必修科目45単位、選択科目55 単位以上の合計100単位以上

情報マネジメント学科	必修科目 43 単位、選択科目 57 単位以上の合計 100 単位以上
------------	-------------------------------------

3 環境学部の学生にあつては、本大学に4年以上在学し、別表3に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い、合計124単位以上を修得した者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
建築デザイン学科	必修科目 10 単位、選択科目 14 単位以上の合計 24 単位以上
地球環境学科	
食健康科学科	

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
建築デザイン学科	必修科目 51 単位、選択科目 49 単位以上の合計 100 単位以上
地球環境学科	必修科目 46 単位、選択科目 54 単位以上の合計 100 単位以上
食健康科学科	必修科目 48 単位、選択科目 52 単位以上の合計 100 単位以上

#### 4 削除

5 前各項に定める卒業に必要な単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程に定めるメディア授業科目の修得単位数は、60 単位を超えないものとする。

(前期末卒業)

第35条の2 年度末に卒業と認定されなかった者が、次年度前期末に前条に定める卒業の要件を満たした場合、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(教員免許状)

第35条の3 教員免許状の取得を志望する者は、教育職員免許法及び同法施行規程に定めるところにより、別に定める教職課程に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科	教員免許状の種類及び免許教科
工学部	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状 工業 高等学校教諭一種免許状 情報
	電気システム工学科	高等学校教諭一種免許状 工業 高等学校教諭一種免許状 情報
	機械情報工学科	高等学校教諭一種免許状 工業 高等学校教諭一種免許状 情報
	環境土木工学科	高等学校教諭一種免許状 工業
	建築工学科	高等学校教諭一種免許状 工業
情報学部	情報工学科	高等学校教諭一種免許状 情報
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状 情報
	情報マネジメント学科	高等学校教諭一種免許状 情報
環境学部	建築デザイン学科	高等学校教諭一種免許状 工業
	地球環境学科	中学校教諭一種免許状 理科 高等学校教諭一種免許状 理科 高等学校教諭一種免許状 情報

	食 健 康 科 学 科	中学校教諭一種免許状 理 科 高等学校教諭一種免許状 理 科
--	-------------	-----------------------------------

## 第6章 表彰、懲戒及び除籍

(表彰)

第36条 学生が他の模範となる行為をしたときは、学長が教授会の議を経てこれを表彰する。

(懲戒)

第37条 学生が本大学の諸規程に違反し学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為などをしたときは、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

第38条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓 告  
停 学  
退 学

第38条の2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第39条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、懲戒により退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて欠席が多い者
- (3) 本大学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第40条 削 除

(除籍)

第41条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て除籍する。

- (1) 第4条の在学期間を修学しても卒業の認定を得られない者
- (2) 諸納入金の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

## 第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金等

(納入金)

第42条 本大学の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 30,000 円
- (2) 入 学 金 250,000 円
- (3) 授 業 料 1,120,000 円
- (4) 施設設備資金 1 年次 220,000 円 (ただし、工学部電子情報工学科の臨床工学コースは 320,000 円)  
2 年次以降 260,000 円 (ただし、工学部電子情報工学科の臨床工学コースは 360,000 円)

2 第23条第1項に定める在籍料は、次のとおりとする。

在 籍 料 (月額) 10,000 円

第43条 削 除

第44条 第42条の諸納入金及びその他の諸納入金は、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 所定の期日までに諸納入金の納入を怠っている者には、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

第45条 休学期間中は、授業料及び施設設備資金の納入を免除する。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第46条 転学、退学、懲戒退学又は除籍された者の、当該期分の諸納入金は納入しなければならない。

2 停学期間中の諸納入金は、納入しなければならない。

第47条 在学中の諸納入金に変更のあったときは、新たに定められた金額をその期から納入しなければならない。

第48条 既納の諸納入金は、一切返還しない。ただし、新たに入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、第42条に定める授業料及び施設設備資金等の返還を求めた場合の取扱いは、別に定める。

## 第8章 研究生、科目等履修生、派遣学生、単位互換履修生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本大学において、特定の教員の指導のもとに研究することを願い出た者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として許可する。

(科目等履修生)

第49条の2 本大学生以外の者が本大学の一又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、選考のうえ科目等履修生として許可する。

(派遣学生及び単位互換履修生)

第49条の3 学生が、単位互換協定を締結している大学又は短期大学（高等専門学校を含む。）の指定する授業科目について履修を願い出たときは、派遣学生として履修を許可することができる。

2 本大学が単位互換協定を締結している大学又は短期大学（高等専門学校を含む。）の学生が、本大学の指定する授業科目について履修を願い出たときは、単位互換履修生として履修を許可することができる。

3 前2項に関する規程は別に定める。

(委託生)

第50条 公共団体その他の機関から本大学の特定の授業科目について修学を委託されたときは、選考のうえ委託生として許可する。

(外国人留学生)

第51条 日本国に留学のため入国を許可された者で、次の各号の一に該当する入学資格を有する外国人は、選考の上、外国人留学生として入学することができる。

- (1) 第16条に定める資格を有する者
- (2) 学士入学規程第2条に定める資格を有する者
- (3) 編入学規程第2条に定める資格を有する者

2 前項第2号及び第3号に定める入学資格を有する者の選考等については、学士入学規程並びに編入学規程の定めるところによる。

3 前各項に定めるものの他、外国人留学生に関する事項は、外国人留学生規程の定めるところによる。

第51条の2 削除

第52条 前6条に関する規定は、別に定める。

## 第9章 特待生

(特待生)

第53条 人間力を有し、かつ、学業成績が特に優秀な者を特待生とする。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。

第54条 削除

第55条 削除

## 第10章 教育研究実施組織

(教職員)

第56条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び経営事務職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、本大学に、副学長、学長補佐、学部長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項に定める者の職務は、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
  - (2) 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
  - (3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
  - (4) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
  - (5) 経営事務職員は、事務に従事する。
- 4 前項に定める者以外の職務等については、別に定める。

## 第11章 協議会及び教授会

(協議会)

第57条 本大学に、大学における基本問題、長期計画等に関する事項の協議並びに学部その他の機関の連絡調整を行うために、協議会を置く。

- 2 協議会に関する規程は、別にこれを定める。

(教授会)

第58条 本大学の学部、教授会を置く。

- 2 教授会は、基幹教員（助手を除く。）をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教員の資格審査に関する事項、その他別段の定めのある事項を審議する場合の構成は、教授のみとする。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、再入学、編入学及び卒業に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関する規程は、別に定める。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

## 第12章 附属図書館等

(附属図書館等の設置)

第62条 本大学に、附属図書館、教学支援機構、HIT 教育機構、研究支援機構、教学 IR センター、SDGs 推進センター、地域防災減災教育研究推進センター、IoT・AI・データサイエンス教育研究推進センター、フードテック教育研究推進センター、体育館、工作センター、学生相談室、人権室及び沼田校舎を置く。

2 前項の施設の管理運営に関する規程は、別に定める。

### 第 13 章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第63条 本大学に、保健並びに厚生に関する諸施設を設ける。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(健康診断)

第64条 教職員及び学生の保健のため、健康診断を定期に行う。

### 第 14 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第65条 学生のために寄宿舍を設けることができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

### 第 15 章 その他

(改廃)

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第67条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 46 年度以前の入学生にかかる諸納入金については、第 45 条の改正規定を除き、なお従前の例に

よる。

附 則

この学則は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 47 年度以前の入学生にかかる第 9、10、11、12、13 及び 35 条の教育課程に関する規定については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 49 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 50 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2 入学金及び授業料は、昭和 51 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行し、昭和 52 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行し、入学金は昭和 53 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行し、昭和 53 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 2 月 1 日から施行し、昭和 54 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 54 年度以前の入学生にかかる第 9、10、11、12、13 及び第 35 条の教育課程に関する規定については、なお以前の例による。

附 則

この学則は、昭和 56 年 2 月 20 日から施行し、昭和 56 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 3 月 8 日から施行し、昭和 57 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、同日現在在籍する学生から適用する。ただし、昭和 57 年度以前の入学生については、第13条、第13条の 2 及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。
- 2 この学則（以下「新学則」という。）において、新学則の施行前の学則（以下「旧学則」という。）における授業科目のうち、「数学Ⅳ」とあるのは「応用数学Ⅰ」、「数学Ⅴ」とあるのは「応用数学Ⅱ」、「数学Ⅵ」とあるのは「応用数学Ⅲ」及び「数学Ⅶ」とあるのは「応用数学Ⅳ」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 新学則を適用する場合において、前項に規定する旧学則の授業科目を修得しているときは、新学則により読み替える当該授業科目を修得したものとみなす。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 2 日から施行する。ただし、第 18 条、第 22 条及び第 42 条の改正規定については、昭和 58 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 1 月 19 日から施行し、昭和 59 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 1 月 26 日から施行し、昭和 60 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 5 月 14 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 7 月 29 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。ただし、昭和 60 年度以前の入学生に係る第 31 条のコースに関する規定、第 9 条から第 14 条まで及び第 35 条の教育課程に関する規定並びに第 34 条の 3 の進級制限に関する規定については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 61 年 1 月 25 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行し、昭和 62 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 11 月 19 日から施行し、昭和 63 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 6 月 27 日から施行し、昭和 64 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 11 月 28 日から施行する。ただし、第26条の休学期間に係る規定及び第42条の納入金に係る規定については、昭和 64 年度入学生から適用し、昭和 63 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年 2 月 13 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成元年 7 月 17 日から施行し、昭和 61 年度以降入学生に、平成 2 年度から適用する。た

だし、第9条第1項、第10条第1項別表1に規定する教職に関する専門教育科目の教育課程表及び第35条の2の規定については、平成2年度入学生から適用し、平成元年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年12月11日から施行し、平成2年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成2年12月10日から施行し、平成3年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月15日から施行し、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年6月17日から施行し、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年6月29日から施行し、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年9月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、建築学科の入学定員は、平成4年度から平成11年度の間180名とする。

附 則

この学則は、平成3年10月14日から施行し、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成4年3月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年6月22日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成4年11月30日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成5年2月15日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 環境学部入学定員は、第2条第2号の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度の間、180人とする。
- 3 工学部建築学科の学生募集は、平成4年度限り停止する。この場合において、工学部建築学科の平成5年度から平成7年度の学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	入学定員	収容定員
平成5年度	0名	420名
平成6年度	0名	280名
平成7年度	0名	140名

- 4 工学部建築学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなったときの年度末をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成5年10月4日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則（以下「新学則」という。）は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 新学則は、平成6年度の工学部電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の入学生並びに平成5年度の工学部土木工学科入学生から適用する。
- 3 平成4年度以前の工学部土木工学科及び建築学科の入学生並びに平成5年度以前の工学部電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の入学生（以下「旧カリ学生」という。）に係る第9条及び第10条の教育課程に関する規定並びに第35条の卒業に関する規定については、なお従前の例による。
- 4 旧カリ学生が、新学則施行前の学則（以下「旧学則」という。）における第9条第1項に定める授業科目（以下「旧カリ科目」という。）について、別に定めるところにより、新学則における第9条第1項に定める授業科目を修得した場合は、旧カリ科目を修得したものとみなす。
- 5 旧カリ学生について、旧学則における第35条第1項第1号に定めるもののうち、人文分野、社会分野又は自然分野ごとの卒業に必要な単位数については、別に定める区分に従い、新学則における教養教育科目の単位をもって代えることができる。
- 6 平成5年度の工学部土木工学科の入学生について、旧学則により修得した授業科目は、別に定めるところにより、新学則により修得した授業科目とすることができる。

## 附 則

この学則は、平成6年11月29日から施行し、平成7年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成7年6月12日から施行する。
- 2 この学則は、平成7年度入学生から適用する。ただし、第20条の規定は、平成8年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成7年10月2日から施行し、平成8年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 学則第10条第1項に規定する別表第2の環境学部環境デザイン学科の「測量学」及び「測量学実習」については、平成5年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 工学部各学科の平成9年度から平成11年度の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度
電子工学科	550名	540名	530名
電気工学科	550名	540名	530名
機械工学科	950名	940名	930名
建設工学科	600名	640名	680名
経営工学科	550名	540名	530名

- 3 工学部土木工学科の学生募集は平成8年度をもって停止し、当該学科は、在学生在がいなくなったときの年度末をもって廃止する。
- 4 第31条に定めるコースについては、平成9年度入学生から適用し、平成9年度前に入学した者のコー

スについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 8 年 11 月 19 日から施行し、平成 9 年度入学生から適用する。ただし、再入学生及び編入学生については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行にあたって、工学部電子工学科及び電気工学科に在籍している平成 5 年度以前入学生の教育課程については、別に定めるところによる。
- 3 この学則の施行にあたって、平成 8 年度以前の環境学部環境デザイン学科の入学生（以下「旧カリ学生」という。）にかかる単位の計算基準、工学部授業科目の履修に関する取扱い及び卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧カリ学生が、第 9 条第 2 項に定める授業科目を別に定めるところにより受講し修得した場合は、入学時の教育課程表に定める授業科目を修得したものとみなす。
- 5 第 10 条第 1 項に規定する別表第 1 の工学部電子工学科・電気工学科の「からだの発達と健康」については、平成 6 年度入学生から適用する。
- 6 第 10 条第 1 項に規定する別表第 1 の工学部電子工学科・電気工学科の「国際社会とスポーツ」の授業科目の単位を修得している者の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 第 10 条第 1 項に規定する別表第 1 の工学部電子工学科の「応用電波工学」については平成 6 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 9 年 11 月 10 日から施行し、平成 10 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年度以前の入学生が、新学則第 10 条第 1 項別表第 1 に定める授業科目を履修する場合の取扱いは別に定める。
- 3 平成 7 年度以前の工学部電気工学科の入学生にかかる新学則第 35 条第 1 項第 3 号に定める卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、適用にあたっては次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 工学部電気工学科及び経営工学科の平成 6 年度以降の入学生から適用する。
- (2) 工学部土木工学科の平成 5 年度以降の入学生及び建設工学科の平成 9 年度以降の入学生から適用する。
- (3) 環境学部環境デザイン学科の平成 5 年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 10 年 8 月 31 日から施行し、平成 11 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、新学則第 20 条第 1 項及び第 2 項第 5 号の編入に関する規程については、平成 12 年度入学生から適用する。
- 2 新学則第 20 条第 2 項第 5 号に定める者は、平成 6 年 6 月 21 日文部省告示第 84 号の規定により、専門士の称号の付与が認められた者並びに平成 6 年以前に文部省の定める基準を満たす専門課程を修了した者とする。
- 3 平成 10 年度以前の入学生が、新学則第 10 条第 1 項別表 2 に定める授業科目を履修する場合の取り扱

いは別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。
- 2 平成 11 年度以前の工学部の入学生（以下「旧カリ学生」という。）にかかる単位の計算基準、コースの履修方法及び卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 旧カリ学生が、第 9 条第 1 項に定める授業科目を別に定めるところにより受講し修得した場合は、入学時の教育課程表に定める授業科目を修得したものとみなす。
- 4 工学部の電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の学生募集は、平成 11 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 12 年度から平成 14 年度の学生定員は、第 2 条の規定に係わらず、次表のとおりとする。

学 科 年 度	電子工学科		電気工学科		機械工学科		経営工学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 12 年度	0 名	390 名	0 名	390 名	0 名	690 名	0 名	390 名
平成 13 年度	0 名	260 名	0 名	260 名	0 名	460 名	0 名	260 名
平成 14 年度	0 名	130 名	0 名	130 名	0 名	230 名	0 名	130 名

- 5 前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境学部環境デザイン学科の学生定員は、第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度の間、入学定員 180 名、収容定員 720 名とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。
- 2 工学部建設工学科の平成 11 年度入学生にかかる学則第 10 条第 1 項に定める別表 1 については、別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成 12 年 3 月 23 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 6 月 26 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 35 条の 2 並びに別表 1、別表 2（環境学部環境デザイン学科の教育課程表を除く。）及び別表 3 の規定は、平成 13 年度入学生から適用する。ただし、工学部知的情報システム工学科については、平成 12 年度入学生から適用する。
- 3 改正後の別表 2〔環境学部環境デザイン学科の教育課程表〕については、平成 11 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 1 月 29 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 3 月 26 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 24 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 35 条の 2 第 2 項、別表 1 及び別表 3 の規定は、電子・光システム工学科、電気・デジタルシステム工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の平成 14 年度以降の入学生について適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 2 月 25 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。
- 2 改正後の別表 3「教職に関する科目（工業・情報）」のうち「教職総合ゼミナール」については、平成 12 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 12 月 26 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 1 月 27 日から施行し、平成 15 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 3 月 19 日から施行し、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 5 月 26 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 7 月 31 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 3 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 35 条第 1 項及び第 2 項に定める卒業に必要とする単位数並びに別表 1、2 については、平成 16 年度入学生から適用する。
- 3 第 20 条に定める編入学に関する規定は、平成 17 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 19 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 62 条第 1 項に定める教育学習支援センターについては、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 8 月 3 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。
- 2 平成 17 年度以前入学生にかかる広島工業大学学則第 1 条、第 2 条、第 9 条、第 10 条、第 31 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱はなお従前の例による。
- 3 工学部電気・デジタルシステム工学科、建設工学科及び知的情報システム工学科並びに環境学部環境情報学科の学生募集は、平成 17 年度限り停止する。  
この場合において、当該学科の平成 18 年度から平成 20 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、

次表のとおりとする。

年度 \ 学科	電気・デジタルシステム工学科		建設工学科		知的情報システム工学科		環境情報学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 18 年度	0 名	390 名	0 名	540 名	0 名	390 名	0 名	300 名
平成 19 年度	0 名	260 名	0 名	360 名	0 名	260 名	0 名	200 名
平成 20 年度	0 名	130 名	0 名	180 名	0 名	130 名	0 名	100 名

- 4 前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在籍学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条に定める編入学の取扱いについては、平成 19 年度編入学者から適用する。
- 平成 17 年度以前入学生に係る第 34 条の 2 に定める成績の評価については、なお、従前の例による。
- 第 34 条の 3 に定める GPA 制度については、平成 18 年度入学生から適用する。
- 平成 17 年度以前入学生に係る旧学則第 34 条の 3 に定める進級制限は、平成 17 年度以降適用しないものとし、このことに伴う取扱いは、別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 9 月 21 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 6 月 22 日から施行し、平成 19 年度入学生から適用する。
- 平成 18 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 10 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いは、なお、従前の例による。
- 工学部電子・光システム工学科の学生募集は、平成 18 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 19 年度から平成 21 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度 \ 学科	電子・光システム工学科	
	入学定員	収容定員
平成 19 年度	0 名	270 名
平成 20 年度	0 名	180 名
平成 21 年度	0 名	90 名

- 4 工学部電気・デジタルシステム工学科、機械システム工学科、都市建設工学科及び建築工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地域環境学科の平成 19 年度から平成 21 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
電気・デジタルシステム工学科	350 名	340 名	330 名
機械システム工学科	490 名	500 名	510 名
都市建設工学科	310 名	300 名	290 名
建築工学科	340 名	360 名	380 名

環境デザイン学科	380名	400名	420名
地域環境学科	300名	280名	260名

- 5 工学部電子・光システム工学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部電子情報工学科及び情報学部情報工学科の平成 20 年度から平成 22 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
電子情報工学科	310名	300名	290名
情報工学科	410名	420名	430名

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。
- 2 工学部建設工学科の平成 16 年度及び平成 17 年度入学生の専門教育科目の卒業に必要な単位数の取扱いは、次のとおりとする。

社会建設工学コースの学生は、必修科目（コース必修を含む）54 単位、選択科目 42 単位以上の合計 96 単位以上とする。

建築工学コースの学生は、必修科目（コース必修を含む）60 単位、選択科目 36 単位以上の合計 96 単位以上とする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年度入学生から適用する。
- 2 平成 21 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 31 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いは、なお、従前の例による。
- 3 工学部電気・デジタルシステム工学科及び都市建設工学科並びに環境学部地域環境学科の学生募集は、平成 21 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 22 年度から平成 24 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	電気・デジタルシステム工学科		都市建設工学科		地域環境学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 22 年度	0 名	240 名	0 名	210 名	0 名	180 名
平成 23 年度	0 名	160 名	0 名	140 名	0 名	120 名
平成 24 年度	0 名	80 名	0 名	70 名	0 名	60 名

- 4 工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び建築工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地球環境学科の平成 22 年度から平成 24 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電子情報工学科	290 名	300 名	310 名
機械システム工学科	510 名	500 名	490 名
建築工学科	420 名	440 名	460 名
環境デザイン学科	450 名	460 名	470 名
地球環境学科	330 名	340 名	350 名

- 5 工学部電気・デジタルシステム工学科及び都市建設工学科並びに環境学部地域環境学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
- 平成 23 年度以前入学生にかかる広島工業大学学則第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2、第 10 条、第 31 条の 2、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱はなお従前の例による。
- 情報学部健康情報学科の学生募集は、平成 23 年度限り停止する。

この場合において、当該学科の平成 24 年度から平成 26 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	健康情報学科	
	入学定員	収容定員
平成 24 年度	0 名	240 名
平成 25 年度	0 名	160 名
平成 26 年度	0 名	80 名

- 4 工学部電子情報工学科及び都市デザイン工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地球環境学科の平成 24 年度から平成 26 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電子情報工学科	300 名	300 名	290 名
都市デザイン工学科	300 名	300 名	290 名
環境デザイン学科	460 名	460 名	450 名

地球環境学科	340名	340名	330名
--------	------	------	------

- 5 情報学部健康情報学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。
- 第23条第1項及び第42条第2項の規定は、平成23年度以前入学生についても適用することができる。

附 則

この学則は、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成27年度以前入学生にかかる第2条、第2条の2、第9条の2、第10条、第31条の2、第32条、第33条の3、第34条の3、第34条の4、第35条、第35条の2、第35条の3、第42条及び第53条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 工学部都市デザイン工学科及び環境学部環境デザイン学科の学生募集は、平成27年度限り停止する。  
この場合において、当該学科の平成28年度から平成30年度の学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都市デザイン工学科	入学定員		0名	0名	0名
	収容定員		210名	140名	70名
環境デザイン学科	入学定員		0名	0名	0名
	収容定員		330名	220名	110名

- 4 工学部建築工学科及び生命学部食品生命科学科の平成28年度から平成30年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建築工学科	470名	460名	450名
食品生命科学科	260名	280名	300名

- 5 工学部都市デザイン工学科及び環境学部環境デザイン学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成27年度以前の入学生にかかる第33条の2、第33条の3、第33条の4、第33条の5及び第33条の6に関する取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成 29 年度以前の入学生にかかる第 10 条第 2 項及び第 35 条の 3 に関する取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 32 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 10 条、第 32 条、第 33 条の 6、第 34 条の 4、第 35 条及び第 35 条の 3 に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 3 情報学部知的情報システム学科の学生募集は、平成 31 年度限り停止する。  
この場合において、当該学科の令和 2 年度から令和 4 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科		年 度		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的情報 システム学科	入学定員	0 名	0 名	0 名
	収容定員	300 名	200 名	100 名

- 4 環境学部地球環境学科の令和 2 年度から令和 4 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地球環境学科	310 名	300 名	290 名

- 5 情報学部知的情報システム学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

この学則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前入学生にかかる第 2 条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 3 工学部建築工学科、環境学部建築デザイン学科及び生命学部食品生命科学科の令和 4 年度から令和 6 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
建築工学科	450 名	460 名	470 名
建築デザイン学科	410 名	420 名	430 名

食品生命科学科	300名	280名	260名
---------	------	------	------

4 第10条第1項に定める別表1（工学部 環境土木工学科 教育課程表）の規定は、令和2年度入学生から適用する。

5 第10条第2項に定める別表5（教職に関する科目）の規定は、令和4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前入学生にかかる第2条に関する取扱いは、なお従前の例による。

3 工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の令和6年度から令和8年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電子情報工学科	300名	320名	340名
機械システム工学科	470名	460名	450名
知能機械工学科	350名	340名	330名

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学生から適用する。

2 令和6年度以前入学生にかかる第2条、第2条の2、第10条、第31条、第32条、第35条、第35条の2、第35条の3及び第42条に関する取扱いは、なお従前の例による。

3 工学部機械システム工学科及び知能機械工学科、情報学部情報コミュニケーション学科並びに生命学部生体医工学科及び食品生命科学科の学生募集は、令和6年度限り停止する。

この場合において、当該学科の令和7年度から令和9年度の学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度 \ 学科	機械システム工学科		知能機械工学科		情報コミュニケーション学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
令和7年度	0名	350名	0名	260名	0名	330名
令和8年度	0名	230名	0名	170名	0名	220名
令和9年度	0名	110名	0名	80名	0名	110名
年度 \ 学科	生体医工学科		食品生命科学科			
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
令和7年度	0名	180名	0名	180名		

令和8年度	0名	120名	0名	120名
令和9年度	0名	60名	0名	60名

- 4 前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。
- 5 工学部電子情報工学科、電気システム工学科、機械情報工学科、環境土木工学科及び建築工学科、情報学部情報システム学科及び情報マネジメント学科並びに環境学部地球環境学科及び食健康科学科の令和7年度から令和9年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
電子情報工学科	340名	380名	420名
電気システム工学科	380名	400名	420名
機械情報工学科	120名	240名	360名
環境土木工学科	290名	300名	310名
建築工学科	470名	460名	450名
情報システム学科	70名	140名	210名
情報マネジメント学科	70名	140名	210名
地球環境学科	310名	340名	370名
食健康科学科	90名	180名	270名

理科申請科目 (中・高共通)  
 理科申請科目 (中のみ)  
 理科申請科目 (高のみ)  
 66条の6科目

環境学部食健康科学科 教育課程表 別表3

区分	分野	授業科目	単位数				開講期および週時間数																備考																			
			必修	選択	自由	計	1年				2年				3年				4年																							
							1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		通年																		
総合	リベラルアーツ教育科目	高校教育論	1			1	2																																			
		HITリベラルアーツ	1			1	2																																			
		アメリカ学A		1		1	2			2	2																															
		ヨーロッパ学A		1		1	2			2	2																															
		アジア学A		1		1	2			2	2																															
		広島学A		1		1	2			2	2																															
		健康スポーツ科学A		1		1	2			2	2																															
		生涯スポーツA		2		2	2			2																																
		アメリカ学B		1		1	2						2	2		2	2																									
		ヨーロッパ学B		1		1	2						2	2		2	2																									
		アジア学B		1		1	2						2	2		2	2																									
		広島学B		1		1	2						2	2		2	2																									
		健康スポーツ科学B		1		1	2						2	2		2	2																									
		生涯スポーツB		2		2	2								2																											
		地域課題解決実習A		1		1	2				2																															
		地域課題解決実習B		1		1	2					2																														
		海外語学研修		2		2	2					4																														
		野外活動実習		1		1	2						2																													
		ボランティア実習		1		1	2																	2																		
		アントレプレナーシップ		2		2	2									2																										
		海外体験研修		2		2	2				4																															
		派遣留学		2		2	2																		4																	
		インターンシップ			2	2	2																		4																	
		日本国憲法			2	2	2				2															4																
		数理・データサイエンス・AI入門	2			2	2				2																															
		数理・データサイエンス・AI応用		2		2	2										2																									
		経営学A		2		2	2				2																															
		経営学B		2		2	2				2																															
		情報技術基礎			2	2	2																		2																	
		人文	社会	哲学A		1		1			2	2	2																													
				言語・文学A		1		1			2	2	2																													
				芸術学A		1		1			2	2	2																													
				哲学B		1		1							2	2		2	2																							
				言語・文学B		1		1								2	2		2	2																						
				芸術学B		1		1								2	2		2	2																						
				経済学A		1		1			2	2	2																													
				法学A		1		1			2	2	2																													
				社会学A		1		1			2	2	2																													
				心理学A		1		1			2	2	2																													
				経済学B		1		1							2	2		2	2																							
法学B				1		1								2	2		2	2																								
社会学B		1		1								2	2		2	2																										
心理学B		1		1								2	2		2	2																										
自然	自然	物質と宇宙A		1		1			2	2	2																															
		生物と環境A		1		1			2	2	2																															
		科学技術史A		1		1			2	2	2																															
		物質化学とエネルギーA		1		1			2	2	2																															
		物質と宇宙B		1		1								2	2		2	2																								
		生物と環境B		1		1								2	2		2	2																								
		科学技術史B		1		1								2	2		2	2																								
		物質化学とエネルギーB		1		1								2	2		2	2																								
外国語	外国語	ETC A		2		2			2																																	
		ETC B		2		2			2																																	
		キャリア英語Ⅰ		2		2					2																															
		キャリア英語Ⅱ		2		2		</																																		



## 教職に関する科目（理科・情報・工業）

別表5

区分	分野	授業科目名	単位数				開講期及び週時間数								備考						
			必修	選択	自由	計	1年		2年		3年		4年								
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
教職課程		教職論			2	2	2										□	○	◎	※	
		教育原理			2	2	2											□	○	◎	※
		教育心理学			2	2		2										□	○	◎	※
		特別支援教育			2	2			2									□	○	◎	※
		理科教育法Ⅰ（中・高）			2	2				2								□	○		*1
		理科教育法Ⅱ（中・高）			2	2					2							□	○		先行修得科目*1
		理科教育法Ⅲ（中）			2	2						2						□			*2
		理科教育法Ⅳ（中）			2	2							2					□			先行修得科目*2
		情報科教育法Ⅰ			2	2				2									◎		*3
		情報科教育法Ⅱ			2	2					2								◎		先行修得科目*3
		工業科教育法Ⅰ			2	2					2										※
		工業科教育法Ⅱ			2	2						2									※
		教育実習指導			1	1							1					□	○	◎	※
		教育実習（中・高）			4	4							4					□			
		教育実習（高）			2	2							4						○	◎	※
		教育社会学			2	2				2								□	○	◎	※
		教育の方法及び技術			1	1					1							□	○	◎	※
		ICT活用の理論と方法			1	1					1							□	○	◎	※
		総合的な学習の時間の指導法			2	2						2						□	○	◎	※
		特別活動論			2	2						2						□	○	◎	※
	生徒指導論（進路指導を含む）			2	2						2						□	○	◎	※	
	教育相談（カウンセリングを含む）			2	2					2							□	○	◎	※	
	教職実践演習（中・高）			2	2							2					□	○	◎	※	
	道徳教育の指導法			2	2						2						□				
単位数及び週時間数合計			0	0	47	47	4	4	4	8	8	6	11	4							

□は教職課程の教職に関する科目（中学\_理科）

○は教職課程の教職に関する科目（高校\_理科）

◎は教職課程の教職に関する科目（高校\_情報）

※は教職課程の教職に関する科目（高校\_工業）

## 広島工業大学教職課程の履修に係る要件細則（案）

### （趣 旨）

第1条 この細則は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第35条の3に定める教員免許状の取得に関して、授業科目及び関連する実習の履修等について、必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この細則に定める用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中学理科とは、中学校教諭一種免許状（理科）をいう。
- (2) 高校理科とは、高等学校教諭一種免許状（理科）をいう。
- (3) 高校情報とは、高等学校教諭一種免許状（情報）をいう。
- (4) 高校工業とは、高等学校教諭一種免許状（工業）をいう。

### （授業科目）

第3条 授業科目は、教育職員免許法施行規則（以下「法施行規則」という。）の定めに基づき、次の科目種別に分類する。

- (1) 教職第66条に関する科目  
法施行規則第66条の6に定める科目をいう。
  - (2) 教職に関する科目  
法施行規則第4条第1項及び第5条第1項に定める科目のうち、「各教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」をいう。
  - (3) 教科に関する科目  
法施行規則第4条第1項及び第5条第1項に定める科目のうち、教科に関する専門的事項に関する科目をいう。
- 2 前項各号に定める科目種別において、学科で開講する授業科目、単位数及び単位修得条件等（以下「修得条件等」という。）は第4条から第6条に定める。
- 3 前項の修得条件等は、学則第35条に定める卒業に必要な授業科目及び単位数とは異なる。

### （教職第66条に関する科目）

第4条 教職第66条に関する科目は次のとおりとし、合計8単位以上を修得しなければならない。

授業科目名	開講年次	開講単位数	必要修得単位数
日本国憲法	1	2	2
生涯スポーツA	1	2	2
生涯スポーツB	1	2	
キャリア英語 I	2	2	2
情報技術基礎	3	2	2
合計単位数		10	8

### （教職に関する科目）

第5条 教職に関する科目は、次のとおりとし、免許状の種類別に指定する授業科目の単位を修得しなければならない。

授業科目名	開講年次	単位数	中学理科	高校理科	高校情報	高校工業
教職論	1	2	●	●	●	●
教育原理	1	2	●	●	●	●
教育心理学	1	2	●	●	●	●
特別支援教育	2	2	●	●	●	●
理科教育法Ⅰ（中・高）	3	2	●	●		
理科教育法Ⅱ（中・高）	3	2	●	●		
理科教育法Ⅲ（中）	4	2	●			
理科教育法Ⅳ（中）	4	2	●			
工業科教育法Ⅰ	3	2				●
工業科教育法Ⅱ	3	2				●
情報科教育法Ⅰ	3	2			●	
情報科教育法Ⅱ	3	2			●	
教育実習指導	4	1	●	●	●	●
教育実習（中・高）	4	4	●			
教育実習（高）	4	2		●	●	●
教育社会学	2	2	●	●	●	●
教育の方法及び技術	2	1	●	●	●	●
ICT活用の理論と方法	2	1	●	●	●	●
総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●	●	●
特別活動論	2	2	●	●	●	●
生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●	●	●	●
教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●	●	●	●
教職実践演習（中・高）	4	2	●	●	●	●
道德教育の指導法	2	2	●			
合計単位数		47	必修：37	必修：29	必修：29	必修：29

（教科に関する科目）

第6条 教科に関する科目の修得条件等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中学理科にあっては、別表第1の項目「中学理科」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイ及びウで修得した単位数の合計が28単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(2) 高校理科にあっては、別表第1の項目「高校理科」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイからエまでで修得した単位数の合計が36単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「◎」を記した選択必修科目から2単位以上を修得

エ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(3) 高校情報にあっては、別表第1の項目「高校情報」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイ及びウで修得した単位数の合計が36単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(4) 高校工業にあつては、別表第 1 の項目「高校工業」の欄において、次のすべての条件を満たすこと。

ア 次のイ及びウで修得した単位数の合計が 36 単位以上

イ 「●」を記した必修科目の全単位数を修得

ウ 「○」を記した選択科目から必要な単位数を修得

(教育実習の履修要件)

第 7 条 教育実習を履修できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中学理科にあつては、次のすべての条件を満たすこと。

ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得

イ 教職に関する科目 26 単位以上の修得

ウ 教科に関する科目 22 単位以上の修得（ただし、別表第 1 の項目「中学理科」の欄に●を記した授業科目を全て含む）

(2) 高校理科にあつては、次の各号をすべて満たすこと。

ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得

イ 教職に関する科目 24 単位以上の修得

ウ 教科に関する科目 27 単位以上の修得（ただし、別表第 1 の項目「高校理科」の欄に●を記した授業科目を全て含む）

(3) 高校情報にあつては、次の各号をすべて満たすこと。

ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得

イ 教職に関する科目 24 単位以上の修得

ウ 教科に関する科目 27 単位以上の修得（ただし、別表第 1 の項目「高校情報」の欄に●を記した授業科目を全て含む）

(4) 高校工業にあつては、次の各号をすべて満たすこと。

ア 教職第 66 条に関する科目 8 単位以上の修得

イ 教職に関する科目 24 単位以上の修得

ウ 教科に関する科目 27 単位以上の修得（ただし、別表第 1 の項目「高校工業」の欄に●を記した授業科目を全て含む）

(介護等体験)

第 8 条 中学理科の取得においては、別途指定する内容の介護等体験を行い、「介護等体験証明書」の発行を受けていなければならない。

(履修モデル)

第 9 条 免許の取得にかかる履修モデルは、別表第 2 のとおりとする。なお、本履修モデルは、一例であり、履修科目を指定するものではない。

(規定の準用)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、授業科目の履修については、学則並びに履修及び飛び進級卒業に係る要件細則の関係規定を準用する。

(細則の改廃)

第 11 条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第12条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事 務)

第13条 この細則に関する事務は、教職課程センターにおいて処理する。

附 則

この細則は、平成31年度以降入学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前入学生にかかる取扱いは、なお、従前の例による。

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前入学生にかかる取扱いは、なお、従前の例による。

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前入学生にかかる取扱いは、なお、従前の例による。

## 別表第1-11 &lt;食健康科学科&gt;

必修：● 選択：○

理科申請科目 (中・高共通)

理科申請科目 (中のみ)

理科申請科目 (高のみ)

授業科目	開講 年次	単位数	中学理科		高校理科	
基礎物理学A	1	2	●		●	
基礎物理学B	1	2	●		●	
物理学実験	2	2	●			
地球科学概論	1	2	●		●	
地球科学実習	3	2	●			
化学A	1	2	●		●	
化学B	1	2	●		●	
分析化学	2	2		○		○
基礎生物学A	1	2	●		●	
基礎生物学B	1	2	●		●	
生物化学A	1	2	●		●	
生物化学B	2	2	●		●	
生物化学C	2	2		○		○
解剖学	1	2		○		○
生理学	1	2	●		●	
分子細胞生物学	1	2		○		○
植物生理学	1	2		○		○
環境科学概論	3	2		○		○
微生物学	1	2		○		○
基礎食健康科学実験	1	2	●		●	
食資源実験	2	2	●			○
食品製造実験 I	2	2				○
バイオテクノロジー概論	2	2		○		○
遺伝学	2	2		○		○
遺伝子・細胞操作管理学	3	2		○		○
生物資源利用学	2	2				○
単位数合計	—	52	28	20	22	26

## 教職に関する科目（理科・情報・工業）

必修：●

授業科目	開講年次	単位数	中学理科	高校理科	高校情報	高校工業
教職論	1	2	●	●	●	●
教育原理	1	2	●	●	●	●
教育心理学	1	2	●	●	●	●
特別支援教育	2	2	●	●	●	●
理科教育法Ⅰ（中・高）	3	2	●	●		
理科教育法Ⅱ（中・高）	3	2	●	●		
理科教育法Ⅲ（中）	4	2	●			
理科教育法Ⅳ（中）	4	2	●			
情報科教育法Ⅰ	3	2			●	
情報科教育法Ⅱ	3	2			●	
工業科教育法Ⅰ	3	2				●
工業科教育法Ⅱ	3	2				●
教育実習指導	4	1	●	●	●	●
教育実習（中・高）	4	4	●			
教育実習（高）	4	2		●	●	●
教育社会学	2	2	●	●	●	●
教育の方法及び技術	2	1	●	●	●	●
ICT活用の理論と方法	2	1	●	●	●	●
総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●	●	●
特別活動論	2	2	●	●	●	●
生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	●	●	●	●
教育相談（カウンセリングを含む）	1	2	●	●	●	●
教職実践演習（中・高）	4	2	●	●	●	●
道徳教育の指導法	2	2	●			
単位数合計	—	47	37	29	29	29

別表2-11 <食健康科学科>

※1から14単位以上を修得

理科申請科目 (中・高共通)  
 理科申請科目 (中のみ)  
 理科申請科目 (高のみ)  
 66条の6科目

区分	分野	授業科目	開講年次	単位数	中学理科	高校理科	
リベラルアーツ教育科目	総合	自校教育論	1	1	●	●	
		HITリベラルアーツ	1	1	●	●	
		アメリカ学A	1	1	※1	※1	
		ヨーロッパ学A	1	1	※1	※1	
		アジア学A	1	1	※1	※1	
		広島学A	1	1	※1	※1	
		健康スポーツ科学A	1	1	※1	※1	
		生涯スポーツA	1	2	●	●	
		アメリカ学B	3	1	※1	※1	
		ヨーロッパ学B	3	1	※1	※1	
		アジア学B	3	1	※1	※1	
		広島学B	3	1	※1	※1	
		健康スポーツ科学B	3	1	※1	※1	
		生涯スポーツB	3	2	※1	※1	
		地域課題解決実習A	1	1	※1	※1	
		地域課題解決実習B	2	1	※1	※1	
		海外語学研修	2	2	※1	※1	
		野外活動実習	2	1	※1	※1	
		ボランティア実習	3	1	※1	※1	
		アントレプレナーシップ	3	2	※1	※1	
		海外体験研修	1	2	※1	※1	
		派遣留学	4	2	※1	※1	
		インターンシップ	4	2	自由科目	自由科目	
		日本国憲法	1	2	●	●	
		数理・データサイエンス・AI入門	1	2	●	●	
		数理・データサイエンス・AI応用	3	2	※1	※1	
		経営学A	1	2	※1	※1	
		経営学B	2	2	※1	※1	
		情報技術基礎	3	2	●	●	
		人文	哲学A	1	1	※1	※1
			言語・文学A	1	1	※1	※1
			芸術学A	1	1	※1	※1
			哲学B	3	1	※1	※1
			言語・文学B	3	1	※1	※1
			芸術学B	3	1	※1	※1
		社会	経済学A	1	1	※1	※1
法学A	1		1	※1	※1		
社会学A	1		1	※1	※1		
心理学A	1		1	※1	※1		
経済学B	3		1	※1	※1		
法学B	3		1	※1	※1		
社会学B	3		1	※1	※1		
心理学B	3		1	※1	※1		
自然	物質と宇宙A	1	1	※1	※1		
	生物と環境A	1	1	※1	※1		
	科学技術史A	1	1	※1	※1		
	物質化学とエネルギーA	1	1	※1	※1		
	物質と宇宙B	3	1	※1	※1		
	生物と環境B	3	1	※1	※1		
外国語	ETC A	1	2	●	●		
	ETC B	1	2	●	●		
	キャリア英語Ⅰ	2	2	●	●		
	キャリア英語Ⅱ	2	2	※1	※1		
	英語コミュニケーションA	3	2	※1	※1		
	英語コミュニケーションB	3	2	※1	※1		
	科学技術英語A	3	2	※1	※1		
	科学技術英語B	3	2	※1	※1		
	中国語Ⅰ	2	2	※1	※1		
	中国語Ⅱ	3	2	※1	※1		
社会実践教育科目	スタディスキル	1	1	●	●		
	情報リテラシ	1	1	●	●		
	社会実践基礎	1	2	●	●		
	キャリアデザイン	2	1	●	●		
	社会実践応用	2	2	●	●		
	専門ゼミナールA	3	2	●	●		
	専門ゼミナールB	3	2	●	●		
卒業研究	4	4	●	●			

専門基礎	食健康科学入門	1	2	●	●
	技術者倫理	3	1	●	●
	知的所有権	3	2		
	産学連携実習	3	2		
	基礎数学	1	2	●	●
	解析学	1	2	●	●
	線形代数学	1	2	●	●
	統計学基礎	2	2		
	基礎物理学A	1	2	●	●
	基礎物理学B	1	2	●	●
	物理学実験	2	2	●	
	地球科学概論	1	2	●	●
	大気水圏の科学A	1	2	●	
	地球科学実習	3	2	●	
	化学A	1	2	●	●
	化学B	1	2	●	●
	分析化学	2	2	●	●
	基礎生物学A	1	2	●	●
	基礎生物学B	1	2	●	●
	生物化学A	1	2	●	●
	生物化学B	2	2	●	●
	生物化学C	2	2	●	●
	解剖学	1	2	●	●
	生理学	1	2	●	●
	病理学	3	2	●	●
	公衆衛生学	2	2	●	●
	データ解析	1	2	●	●
	分子細胞生物学	1	2	●	●
	植物生理学	1	2	●	●
	環境科学概論	3	2	●	●
	微生物学	1	2	●	●
	応用微生物学	3	2		
	食品学総論	2	2	●	●
	発酵食品学A	2	2	●	●
	発酵食品学B	2	2	●	●
	食品機能学	3	2		
	計測制御工学	3	2	●	●
	3次元CAD基礎	3	2		
	基礎食健康科学実験	1	2	●	●
	食資源学実験	2	2	●	●
	食品製造実験Ⅰ	2	2	●	●
健康科学実験	2	2	●		
食品製造実験Ⅱ	2	2			
食資源	バイオテクノロジー概論	2	2	●	●
	農学概論	2	2	●	●
	香粧品・医薬品科学	3	2		
	スマート農業技術A	3	2		
	スマート農業技術B	3	2		
	植物工場論	4	2		
	遺伝学	2	2	●	●
	遺伝子・細胞操作管理学	3	2	●	●
	生物資源利用学	2	2	●	●
	食品衛生学	2	2	●	●
食品製造	食品製造学A	3	2	●	●
	食品製造学B	3	2	●	●
	食品工学A	2	2		
	食品工学B	3	2		
	食品製造機械	3	2		
	品質管理学	3	2		
	食品マーケティング	3	2		
	新食品開発	4	2		
健康科学	健康科学概論	1	2	●	●
	運動生理学	2	2		
	生体機能工学	2	2		
	基礎栄養学	2	2	●	●
	運動処方論	2	2		
	健康心理学	3	2		
	救急処置法	3	2		
	運動処方演習	3	1		
	応用健康科学論	4	2		
	健康運動実習A	1	1		
	健康運動実習B	2	1		
健康運動実習C	2	1			
健康運動実習D	3	1			
教職	教職論	1	2	●	●
	教育原理	1	2	●	●
	教育心理学	1	2	●	●
	特別支援教育	2	2	●	●
	理科教育法Ⅰ(中・高)	3	2	●	●
	理科教育法Ⅱ(中・高)	3	2	●	●
	理科教育法Ⅲ(中)	4	2	●	●
	理科教育法Ⅳ(中)	4	2	●	●
	教育実習指導	4	1	●	●
	教育実習(高)	4	2		●
	教育実習(中・高)	4	4	●	
	教育社会学	2	2	●	●
	教育の方法及び技術	2	1	●	●
	ICT活用の理論と方法	2	1	●	●
	総合的な学習の時間の指導法	3	2	●	●
	特別活動論	2	2	●	●
	生徒指導論(進路指導を含む)	2	2	●	●
	道徳教育の指導法	2	2	●	
	教育相談(カウンセリングを含む)	1	2	●	●
	教職実践演習(中・高)	4	2	●	●
単位数合計	—	268	159	143	

## 広島工業大学学位規則（案）

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに広島工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第29条、第30条及び広島工業大学学則（以下「学則」という。）第5条の規定に基づき、広島工業大学（以下「本学」という。）が授与する学位の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

#### （1）博士の学位

研究科	専攻	学位
工学系研究科 （博士後期）	知的機能科学専攻	博士（工学）

#### （2）修士の学位

研究科	専攻	学位
工学系研究科 （博士前期）	電気電子工学専攻	修士（工学）
	機械システム工学専攻	修士（工学）
	建設工学専攻	修士（工学）
	情報システム科学専攻	修士（情報学）
	環境学専攻	修士（環境学）
	生命機能工学専攻	修士（工学）

#### （3）学士の学位

学部	学科	学位
工学部	電子情報工学科 （電子情報工学コース）	学士（工学）
	電子情報工学科 （臨床工学コース）	学士（工学）
	電気システム工学科	学士（工学）
	機械情報工学科	学士（工学）
	環境土木工学科	学士（工学）
	建築工学科	学士（工学）

情報学部	情報工学科	学士（情報学）
	情報システム学科	学士（情報学）
	情報マネジメント学科	学士（情報学）
環境学部	建築デザイン学科	学士（環境学）
	地球環境学科	学士（環境学）
	食健康科学科	学士（環境学）

- 2 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「広島工業大学」の名を付記するものとする。

## 第2章 博士の学位

（課程による学位の授与）

第3条 課程による博士の学位は、本学大学院の工学系研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査並びに最終試験に合格した者にこれを授与する。

- 2 大学院学則第6条第3項に定める者の在学年数については、前項に定める在学年数の規定は適用しないものとする。

（論文による学位の授与）

第4条 論文による博士の学位は、学長及び研究科長並びに広島工業大学大学院教育担当資格規程第3条第3号に定める者で構成する工学研究科委員会（以下、本規則において「博士後期委員会」という。）の承認を得て博士論文を提出のうえ、論文審査に合格し、かつ、学識の確認（以下「学識確認」という。）により、大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学識があると認められた者にこれを授与する。

- 2 本学大学院工学系研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、再入学しないで博士の学位を申請するときは、前項の規定を準用する。

（課程による博士論文の提出）

第5条 課程による博士論文を提出しようとする者は、博士後期課程第3年次の始めにおいて、その論文主題を研究指導教員を通じて博士後期委員会に提出する。

- 2 前項の規定により論文主題を提出した者は、別に定める期日までに学位申請書、論文要旨、博士論文その他必要書類を添え、研究指導教員を通じて博士後期委員会に提出する。
- 3 受理した論文は、返還しない。

（論文による博士論文の提出）

第6条 論文による博士論文を提出しようとする者は、学位申請書、論文要旨、博士論文その他必要書類を添え、学位審査料とともに博士後期委員会へ提出する。

- 2 受理した論文及び学位審査料は、返還しない。

（学位審査料）

第7条 前条第1項に規定する学位審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第4条第1項に定める者 10万円
- (2) 第4条第2項に定める者 5万円

(3) 本学において学士又は修士の学位を与えられた者 5万円

(審査手続き)

第8条 第5条及び第6条に定めるもののほか、審査手続きについては、別に定める。

(博士論文の審査)

第9条 博士の論文審査は、論文審査委員会において、これを行う。

(論文審査委員会)

第10条 論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、研究指導教員を含む博士後期委員会が指名した3名以上の委員をもって構成する。

2 論文審査の主査は、研究指導教員とする。

3 博士後期委員会が審査のため必要と認めるときは、他の大学又は研究所等の適任者を審査委員の副査として加えることができる。ただし、副査の半数以上は、本学の専任教員とする。

4 審査委員会は、審査のため必要と認めるときは、論文提出者に対して参考文献その他資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、第3条の規定により学位を申請する者に対して行うものとする。

2 審査委員会が論文審査の結果、その論文内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験は行わないものとする。

(学識確認)

第12条 第4条第1項に定める学識確認は、論文を中心としてこれに関連のある科目及び外国語科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 第4条第2項の規定により、博士の学位を申請する者が、退学の日から起算して2年以内に論文を提出し、受理された場合は、学識確認を免除することができる。

3 審査委員会は、博士の学位を申請する者の経歴及び博士論文以外の業績を審査し、学識確認の全部又は一部を行う必要がないと認められた場合は、その経歴及び博士論文以外の業績をもって、学識確認の全部又は一部に代えることができる。

(審査期間)

第13条 課程による博士論文を提出した者の論文審査期間は3か月以内とし、論文による博士論文を提出した者の論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、博士後期委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(論文審査、最終試験又は学識確認の報告)

第14条 審査委員会は、論文審査、最終試験又は学識確認を終了したときは、速やかに論文審査結果の要旨、最終試験又は学識確認の結果の要旨に博士の学位を授与できるか否かの意見を添え、博士後期委員会に文書をもって提出する。

(学位授与の決定)

第15条 博士後期委員会は、前第14条の報告に基づき審議を行い、学長は、博士の学位を授与するか否かを決定する。

2 前項の決定を行うにあたっては、博士後期委員会の構成員の3分の2以上の出席がなければならない。

(論文要旨等の公表)

第16条 本学において博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位授与に係る論文内容要旨及び論文審査結果要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第17条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

2 前項に定める公表は、本学の協力を得てインターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は当該学位を授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

### 第3章 修士の学位

(学位の授与)

第19条 修士の学位は、大学院の工学系研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査並びに最終試験に合格した者にこれを授与する。

2 大学院学則第6条第3項に定める者の在学年数については、前項に定める在学年数の規定は適用しないものとする。

3 前項に定める者の第20条から第24条に定める修士論文等審査、最終試験等の取扱いについては、別に定めるものとする。

(修士論文等主題及び題目の提出)

第20条 修士論文等を提出しようとする者は、学位審査が必要となる年度の始めにおいて、その主題を研究指導教員を通じて工学系研究科委員会に提出するものとする。

2 前項に定めるところにより、主題を提出した者は、次条に定める修士論文等提出1か月前までに、その題目を研究指導教員を通じて工学系研究科委員会に提出するものとする。

(修士論文等の提出)

第21条 修士論文は、2月15日までに研究指導教員を通じて工学系研究科委員会に提出するものとする。

(修士論文等の審査)

第22条 修士論文等の審査は、研究指導教員を主査とし、ほかに工学系研究科委員会の選定する構成員1名以上の教員が審査委員となり、これを行うものとする。

2 審査委員は、修士論文等審査に際し必要であると認めるときは、論文等提出者に対して当該論文等の参考文献その他の資料の提出を求めることができるものとする。

3 修士論文等の審査は、論文等提出後1か月以内にこれを行うものとする。

(最終試験)

第23条 最終試験は、提出された修士論文等を中心として、これに関連する授業科目について行うものとする。

2 審査委員が修士論文等審査の結果、修士の学位授与について適当でないと認めたときは、最終試験は行わないものとする。

3 最終試験は、修士論文等提出後1か月以内にこれを行うものとする。

(修士論文等審査及び最終試験の報告)

第24条 審査委員は、修士論文等審査を終了したときは、速やかに論文等審査要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、工学系研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

2 専攻長は、最終試験を終了したときは、速やかにその合否を工学系研究科委員会に報告するもの

とする。

(学位授与の決定)

第25条 学長は、工学系研究科委員会において、前条の規定に基づき審議を行い、学位を授与するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の決定を学長が行うにあたっては、工学系研究科構成員の3分の2以上の出席がなければならないものとする。

#### 第4章 学士の学位

(学位の授与)

第26条 学士の学位は、工学部、情報学部、環境学部又は生命学部にて4年以上在学し、所定の授業科目について124単位以上を修得した者にこれを授与する。

(学位授与の決定)

第27条 学長は、工学部教授会、情報学部教授会、環境学部教授会又は生命学部教授会において、前条に定める者について、学則その他の規則の定めるところにより審議を行い、学位を授与するか否かを決定する。

- 2 前項の決定を学長が行うにあたっては、構成員の過半数の出席がなければならないものとする。

#### 第5章 その他

(学位記の授与)

第28条 学長は、第15条、第25条及び第27条の規定に基づき、学位を授与すべき者に所定の学位記を授与する。

- 2 学位記の様式は、別に定めるところによる。
- 3 学位を授与できない者には、その旨通知する。

(学位授与の取消し)

第29条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会又は教授会において審議を行い、学位の授与を取消し、学位記を返還させるものとする。

- 2 前項の学位の取消しを行うに際しては、第15条、第25条及び第27条の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第30条 学位記は、再交付できるものとする。この場合において、再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に所定の手数を添え、学長に願出するものとする。

(改廃)

第31条 この規則の改廃は、研究科委員会及び教授会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、本学が授与する学位の取扱いに関して必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第33条 この規則に関する事務は、経営管理部及び教学支援部が担当する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成3年10月14日から施行し、平成3年9月30日から適用する。
- 2 昭和61年度前に入学した者に学士の学位を授与するにあたっては、第10条に定める130単位は、135単位に読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成10年1月19日から施行する。
- 2 平成6年度前に工学部（「土木工学科」を除く。）に入学した者に学士の学位を授与するにあたっては、第17条に定める124単位は、130単位に読み替えるものとする。
- 3 平成5年度前に土木工学科に入学した者に学士の学位を授与するにあたっては、第17条に定める124単位は、130単位に読み替えるものとする。
- 4 平成9年度前に環境学部に入学者に学士の学位を授与するにあたっては、第17条に定める124単位は、126単位に読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成14年1月28日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成19年7月18日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科及び環境学研究科にかかる取扱いは、なお従前の例による。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成26年2月4日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第26条に定める生命学部生体医工学科の取扱いについては、平成28年度入学生から適用する。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、令和2年度入学生から適用する。
- 2 平成31年度以前入学生の取扱いは、なお従前の例による。

## 附 則

この規則は、令和4年度入学生から適用する。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。